

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:募集

令和8年5月29日

「中小企業等奨学金返還支援事業補助金」の 申請受付を6月1日から開始します

県では、中小企業等の人材確保と定着を促進するため、従業員への奨学金返還支援制度を設ける中小企業等に対し、埼玉県中小企業団体中央会を通じて補助しています。

この補助金を利用し、奨学金を返還する従業員に手当を支給することで若手従業員の経済的負担を軽減することができます。是非ご利用ください。

● 申請期間

令和8年6月1日（月）から令和8年11月30日（月）まで
※オンラインによる申請になります

● 補助対象者（中小企業等）

奨学金返還支援制度を設ける、県内に事業所がある中小企業等*

*学校法人、医療法人、社会福祉法人、NPO、公益法人、個人事業主を含む

● 支援対象者（従業員）

県内事業所に勤務する奨学金返還中の正社員（中途採用を含む）

● 補助額等

奨学金返還支援を行った企業の負担額の1/2（上限1人当たり年9万円）

埼玉県多様な働き方実践企業については、企業の負担額の2/3（上限1人当たり年12万円）

対象者1人につき最大6年間

● 申請・お問い合わせ先

埼玉県中小企業団体中央会（奨学金返還支援室）

TEL：048-700-4600

交付要件等の詳細及び申請については、以下のホームページをご覧ください。

ホームページ：<https://saitama-shougakukinhojyo.com/>

